

事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証

1 保証対象者

以下の(1)～(5)までのいずれにも該当する法人である中小企業者。ただし、法人設立後最初の事業年度(以下「設立事業年度」という。)の決算がない法人である中小企業者は(1)、(2)及び(3)、設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人である中小企業者は(3)の申込資格要件は問わない。

2 資格要件

- (1) 信用保証協会への保証申込日(以下「申込日」という。)以前2年間(法人の設立日から起算して申込日までの期間が2年間に満たない場合は、その期間)において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること。
- (2) 申込日の直前の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと。
- (3) 次の両方またはいずれかを満たすこと。
 - ① 申込日の直前の決算における貸借対照表上、債務超過でないこと
 - ② 申込日の直前2期の決算における損益計算書上、減価償却前経常利益が連続して赤字でないこと。
- (4) 次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること。
 - ① 申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること。
 - ② 申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への貸付金その他の金銭債権(当該中小企業者の事業の実施に必要なもの及び少額のものを除く。)がなく、かつ、申込日を含む事業年度以降の決算において、当該中小企業者の代表者(代表者に準ずる者を含む。)への役員報酬、賞与、配当金その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えないこと。
- (5) 信用保証料率の引上げにより経営者保証を提供しないことを希望していること。

3 保証限度額

8,000万円
 特定中小企業者(セーフティネット保証4号または5号)は、以上とは別に
 8,000万円

4 資金使途

事業資金

5 保証期間

一括返済の場合	1年以内
分割返済の場合	10年以内(据置期間1年以内)

6 その他

通常の申込書類
「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書
セーフティネット保証の場合は、市町長の認定書

■取扱期間

本制度の取扱期間は、令和6年3月15日から令和9年3月31日までに信用保証協会が保証申込を受け付けしたものととなります。

■信用保証料及び信用保証料補助

- (i) 資格要件(3)①及び②のいずれにも該当する場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.25%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額を国が補助します。
- (ii) 資格要件(3)①または②のいずれか一方のみに該当する場合または法人の設立後2事業年度の決算がない場合は、信用保証協会所定の信用保証料率に0.45%を上乗せした信用保証料率とし、申込日に応じて0.05%から0.15%に相当する額を国が補助します。
- ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については、国の補助の対象外となります。
- ※国による信用保証料の補助期間は制度創設から3年目までとし、令和6年3月15日から令和7年3月31日までは0.15%、令和7年4月1日から令和8年3月31日までは0.10%、令和8年4月1日から令和9年3月31日までは0.05%とします。

■「事業者選択型経営者保証非提供制度」要件確認書兼誓約書

(表)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

(裏)

■本制度以外の取扱いについて

中小企業者が一定の要件を満たした場合に、保証料率の引上げを条件に保証人による保証を提供しないことを選択できる保証制度は、国が保証料補助をする本制度のほかに、各種保証制度を横断的に適用する「事業者選択型経営者保証非提供制度」もあります。詳しくは、お近くの保証協会窓口にご相談ください。